

長浜曳山祭における社会的文脈の流用 観光／市民の祭り／文化財

武田俊輔

① はじめに

本稿の目的は長浜曳山祭（以後、曳山祭）の担い手である山組が、近代日本社会における民俗芸能をめぐる観光や文化財といった社会的文脈を自覚的かつ戦略的に受容・活用することを通じて、祭りを再編成しつつ継続していくプロセスを明らかにすることにある。この極めて負担の大きい祭りの継続には後継者の育成や技芸の継承など様々な点で時代状況に即した対応が必要とされるが、本稿ではとくにこの豪奢な祭りの財政的側面に注目しつつ、祭りがどのようにその意味づけを再編していったかについて見ていきたい。

それについて明らかにする材料として、祭礼執行のうえでの総責任者にあたる總當番が作成した記録（總當番記録）に注目しよう。長浜曳山祭を執行するうえでの最も重要な法規といえる「祭典申合規約」では、總當番とは「祭典執行に関する事務を統括する」とされ（第六条）、合議に基づき祭典の執行に関する行事および事務を統括する機関と定められている。總當番のメンバーはいずれも中老で構成される。

總當番からは当番山組から委員長・副委員長が選出され、議事を進行する。總當番が開催する会議としては、總當番だけで打合せをおこなう總當番寄り、また總當番と出番山組の負担人が集まって曳山狂言の執行について協議をおこなう出番山組集会、さらに全山組の負担人が参加して祭りについて合議のうえで決定する総集会、祭り終了後の反

省会などがある。總當番はそうした会議において山組の意見を集約して祭りの方向性を決定するとともに、県・市・観光協会・放送局などの、祭りに関わる山組外部のアクターに対しては山組を代表して交渉するとともに、逆にまたそうしたアクターからの祭りへの意見・要望を会議で全山組に伝えて討議し、山組として受入れ可能な結果となるよう調整をおこなう。

こうした總當番がおこなうすべての会議、また外部のアクターとの交渉や打合わせの内容はすべて、記録が作成されて引き継がれることになっており、そこには總當番からの提案や各山組の意見と討議内容、山組を代表しての市・観光協会などとの交渉や打合せの内容が克明に記されており、上記の目的を果たすうえでは極めて重要かつ適切な資料であるといえるだろう。

なお本稿で扱う時期は、大正二三（一九二四）年以降とする。その理由は後述するように、祭りの執行に中心的な役割を果たす總當番というアクターが大衆観光という近代の社会的文脈に適応しつつ祭りの価値を自覚的に活用していくのが、（少なくとも總當番記録上においては）大正一三年以降のことであるためである。

以下では、四期に分けて議論を進めていく。第二節では、總當番が主体的に観光向けの戦略を繰り出していく大正一三年から、戦争で祭りが中断する昭和一二（一九三七）年までの時期。ついで第三節で、祭りが市の観光振興に関する補助金と密接に結びついて再開した昭和二五年から昭和四〇年。そして長浜曳山祭協賛会と最初の長浜曳山祭保存会の設立から、国無形民俗文化財指定直前の昭和五三年までを第四節で扱い、第五節では指定後の昭和五四年以降について論じる。な

お一九九〇年代以降の總當番記録はそれ以前に比べて簡略化され合議の内容を十分に把握するのは困難なため、本稿での議論はおおよそ一九八〇年代までの状況を中心とする。

② 戦前期大衆観光の流行と祭典補助費の成立：大正一三年～昭和一二年

大衆社会における社会現象としてのツーリズムが始まるのは大正末から昭和初期のことであるが、曳山祭も、そうした時代背景を共有しており、大正期以降、鉄道を通じて遠方より多くの人々が見物に来るようになった。たとえば大正四年四月一三日付の大阪朝日新聞京都附録は「長濱祭り」の概略を説明し「諸方よりの来観者にて此の三四日間は長濱町は人の山を築かん」と述べている。また新聞紙上からは大正中期には近隣の府県よりの観光客の増加に対応するため臨時列車が増発されていることも確認できる。

そうしたなかで、總當番が組織的・意識的に祭りを観光と結びつけていったのは大正一三年以降であった。この年の九月の總當番記録で初めて、総集会で「県下及近県枢要地へ宣傳ポスター掲出」が決議され、綿密な打合わせがおこなわれている。その結果、東海道線（名古屋～大阪）、関西線（石部から四日市・桑名など）、北陸線（虎姫～金沢）、小浜線（小浜・高浜など）、近江鉄道・養老鉄道・京阪電鉄・江若鉄道・京津電気軌道・大津電気軌道・太湖汽船、また京都博物館や京都市内でポスターが掲出された。

結果、この年の祭りは観客が「近郷近村ハ勿論彦根八幡大津、京都、大阪、大垣、岐阜、名古屋、敦賀、福井、小濱、高島郡方面ヨリ是ノ

盛典ヲ観ント来集」し、「非常ニ夥敷汽車汽船ノ着スル毎ニ入込ム数実ニ算スルニ違アラズ為メニ市内隅ナク人ヲ以テ埋メラレ全市人ノ波ヲ漂ハシムルノ盛況ヲ呈ス」という状況であった。これ以降、戦前の總當番記録では多くの年で、各交通機関の長浜での祭り期間中の乗降客数が記されるようになった。

祭りによる経済的な活性化に地域社会から大きな期待があったことは、昭和恐慌中の昭和二年の地域の商業団体からの反応からうかがえる。たとえば長濱菓子商組合は九月一四日に總當番に対して陳述文書を提出し、諒闇のため祭りの中止が検討されていることに対し、「目下財界ノ悲境商界ノ消沈悲惨ノ極ニ陥リ仍之レガ挽回策トシテハ例年ノ如ク曳山ヲ賑々シク出シテ我町ノ人氣ヲ回復スルヨリ最善ノ良策ハ之ナシ」と祭りの実施を懇願している。また祭りの経済効果を考えて開催時期をずらすことも山組集会で検討された。

こうしたなか、観光宣伝は總當番の仕事のなかでも極めて重要となった。具体的には宣伝ポスターの掲示や新聞広告・記事の掲載、そして大正一四年に仮放送が始まったラジオ放送への出演交渉が挙げられる。既に同年一〇月には、祭りの宣伝として、總當番が囃子方七人と監督の旅費を支出して収録に向かせ、シャギリを全国放送しているが、その後も大正一五年・昭和三年、昭和八年以降は毎年、日中戦争で祭りが中断するまでシャギリや狂言の放送が毎年おこなわれた。また日活や大阪毎日新聞社などの活動写真の撮影もおこなわれている。さらに昭和九年一月には東京の白木屋デパートから「長濱祭礼展覧会」が提案され、八幡宮に曳山が並ぶ様子のジオラマや初寄りから戻り山に至る祭りを描いた絵巻、見送幕・胴幕・幟・御幣持などの衣装・山

飾り・長刀組の禪が展示され、また場内で物産展として曳山・名所画や長浜の物産、菓子類などが販売された。また長浜町勸業委員会の提案で八幡宮の境内に観光客向けの陪観席が設置されている。

こうしてこの年には「本日から駅で乗降客だけでも三萬六千から七千それに地方のバスや徒歩の客を含すと五萬人は下らないでせう」という状況となったのである。そうした人々に向けて昭和一〇年には観光客向けの記念絵はがきや長浜佛教青年会が作成したパンフレットの頒布、記念スタンプの作成もおこなわれた。

祭りの経済効果が明確に意識されるようになっていくうち、山組のなかからは祭りが単に山組の行事というだけにとどまらない公共的な意味合いを帯びており、その実施には行政からの支援がおこなわれるのが当然ではないかといった意見が大きくなっていった。そのきっかけは昭和二年より鉄道省の規則で駅へのポスター掲示が有料となり、多額の宣伝費がかかるようになったことにあり、翌年九月の山組集會では「長濱町ノ繁栄策タル以上、従来ノ如ク山組ノミニテモノナルヤ」として、「町経済ニスベク満場一致決議」がなされ、町と実業協会に宣伝経費の補助を要望してこの年は両者が負担している。

翌年以降これは町に拒否されたものの、その後毎年の總當番からの町への強い働きかけによって、昭和四年以降は宣伝費が補助され、昭和九年の總當番が「山組ガ藝ヲナス事ハ勿論神社ニ奉納スルモノデアルガ、一面又町ノ繁栄策デアル」と運動を起こした結果、翌年からは宣伝費とは別に三二〇円が祭典補助費として町から補助され、六つの出番山組と長刀組に配分されるようになる。

もつとも「どんなに節約しても一と山で一千五百圓から二千圓」を要

し、これを「小さい山組は三十戸から四十戸で負担せなければならぬ以上」、この額は割合としては微々たるものである。すなわち祭りは観光や地域振興という文脈において行政の負担でも支えられるべきとするその後卓越する論理は萌芽的にあるものの、戦前において祭りは山組自体の経済力によって支えられていたということができるだろう。

③ 観光資源という文脈の活用と市財政への依存：昭和二五年～昭和四〇年

昭和一二年の日中戦争の勃発、そして太平洋戦争と終戦後の混乱の中で、曳山狂言は長期にわたり中止され、戦後の正式な祭りでの曳山狂言の再開は、昭和二五年であった。この年、八幡宮からの懇請を受けて、採決の結果、全山組の満場一致（ただし常磐山は欠席）で狂言をおこなうことを決定し、各山組が一〜二万円の経費を支出するとともに市・商工会議所・観光協会に協力を要請した。

その結果、長浜市主催の春の祭典についての協議会で、総予算五七万四千円の予算のうち三〇万円が曳山狂言に充当されることになる。山組と行政の負担額の比率を戦前と比べれば、このとき、祭りの経済的基盤は大きく行政の補助金に依存するようになった。また「春ノ祭典ノ総称ニツイテ観光長浜ガ全国ニ誇リ得ル『曳山まつり』ヲソノ総称トシテ長浜ニ於ケル年中行事春ノ祭典ヲ『長浜曳山まつり』ト総称スルコトニ当日ノ協議会ニテ取り決メラミル」と、観光向けの名称として「長浜曳山まつり」が定まったのもこのときであった。總當番記録はこの二つの出来事について以下のようにその意義を表現して

いる。

「市ノ年中行事春ノ祭典ノ総称ヲ『長浜曳山まつり』トソノ呼名ノ決定ヲミシコトハ山組ニトツテ将ニ青天ノ霹靂トモ云フベキ歴史の取り決メニテ観光協会ヨリノ財政面ニ於ケル助成金ノ交付ト共ニ、コノ二ツノ画期的ナル変化ヲ承認シ、コノ歴史的ナル事実ヲ吞ミシ上ハ、今後ノ山組ノ在リ方ニツイテソノ行事ノ運営ニツイテ徒ラニ過去ノ主観ニノミ執レズソノ客観性ニツイテ再思三考シテ古キ伝統ノ中ニ常ニ新ナル伝統ノ創造スル意欲ヲ新ニスル責務ヲ等シク感じタイ」。すなわち観光向けの名稱の決定と観光協会からの財政的支援を中心的な基盤として祭りが催される以上、それに合わせて山組のあり方や祭りの運営を大きく変えていくことを積極的に選択していくことが、ここで表明されている。

この年以降、節目となる山組総集会には観光協会長、さらにその後市長や市商工観光課課長などが同席するようになった。この年の總當番記録は「今夕ノ会合ニ外部ヨリノ観光協会側各位ヲ客分トシテ同席ヲ得シ事ハ、去ル二月二十八日ノ長浜曳山まつり打合せニテ、新シキ時代ニ即シタ在リ方ヘト山組ノ性格ヲ脱皮シタ一ツノ現レ」であり、「爾後祭典執行ニ密接不可分ノ観光協会ト双方ノ連絡ヲ密ニシテコレガ運営ノ円満ニ寄与スル事ノ多カラムコトヲ希ムモノナリ」と、祭りの運営に深く観光協会が関わることを期待している。

かくして再開した祭りは、観光や地域経済と一層の結びつきを強めていった。翌年より、長浜町商店連盟・長浜料理飲食店組合よりの陳情を承けての多数決の結果、開催時期は四月に変更され、また總當番と協議のうえで市によって宣伝ポスターが各地に頒布されるようになった。

た。マスメディアでも再び出演するようになり、昭和二八年には朝日放送の「民謡の旅全国大会」において、各山組の狂言とシヤギリ的一般公開録音が四月一日に満員の長浜市公会堂でおこなわれて祭りの最中の一四日に放送され、またテレビ放送の開始後は、テレビでも曳山狂言は頻繁に放映された。かくして観光客数も昭和一九九九年の場合、本日の駅の乗降客数は四万人、近江鉄道バスは普段の三倍の三万人にのぼり、市内の人出を交えて「沿道立錐ノ余地ナキ佳キ人波」であったという¹²。

こうして長浜曳山祭は観光上の貢献という旗印をまとうことで戦後におけるその経済的基盤を獲得したが、これ以降の總當番は助成が増額されて一定の財源が確保されなければ出場しないと各山組と市・観光協会の間に立ち、観光面での貢献への働きかけと、それと引替えの市の補助金の増額を勝ち取ることが大きな任務となった。長浜市は昭和二〇年代後半以降厳しい財政難に陥り、昭和三十一年には長浜市が地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建団体となり、このため市は祭りへの補助を打ち切るという方針を出した。その際の交渉での切り札はやはり観光面での貢献であり、「観光事業ハ産、工業ノ原動力ト存ズルニモ不拘減額ニ過ギルト存スルカラ市当局並観光協会ニ於カレテハ御再考ヲ御願致シ度キ旨」を強く働きかけて、前年よりは減額されたものの三二万円の補助を得て執行している。が、逆にいえばこれは観光への尽力を抜きに祭りを執行すること自体が困難になったということでもあった。

昭和三十三年以降は、当時の市長から政教分離のため市は補助を出せないという主張が山組集会の場において示され、そのうえで「神事と観

光面を分離しての行事なれば観光協会より幾分の助金は出来る」が、「従来の祭りの行事の行き方」では「当局より叱咤を受け」るため、「八幡宮の御神事を如何云ふ風に行つてゆくかを充分検討して頂きたい」との要求が出された。これは以後の市の基本姿勢となる。

市長の発言に対し、總當番委員長は、「観光面でのプラスになる行き方」を模索し、また神事は神事として、観光面における行事として曳山狂言を執行すると宣言し、出番各山組も今後の観光への協力、棧敷席の設置や観光客に不満を持たせないための時間励行などを約した結果、補助金が継続された。

かくして「神事」と「観光」を「分離」し後者の面を際立たせていくことが、山組にとつても必要となり¹³、単に名目的に「観光面でのプラスになる」というだけでなく、実質的に観光客誘致を進める方法が模索された。時間励行のほか、「神事も大切であるが、観光の面で欠けているのではないか。神事と観光をかみ合せ、たくさんの人に見てもらつて、観光面にプラスになるように日曜日に執行するよう考えてもらいたい」¹⁴として、狂言の本日を日曜に移動することが検討されている¹⁵。また昭和四〇年一二月には總當番により、曳山が駅前通りを通る順路に変更し、沿道両側に観光客向けの棧敷を設けて棧敷料を徴収する案が提起され、市に補助金増額と順路変更の請願理由書が提出された。これは実現しなかったが、そこで展開される論理は、まさに観光面での貢献を通じた補助金の獲得というこの時期の山組の方向性を明確に示している。

「観光の盛んな今日では、今までの路線では受入ることが出来得ない。八幡宮で午前中神事、御旅所では夜で終る頃は深夜のことになる。一

般大衆向きの観光バス利用などのお客様、又は青少年には適さない観光でない神事とか、いや神事でないとか言はれています。曳山、狂言、巡行、等は神事のもと、すなわち観光の為に出来たものであります。

全国各地とも郷土の観光の開発に盛んに努力致し、着々と実現されつつある時にあたり、国宝にも等しい古典優雅な曳山狂言巡行等を持つ当市としては、本町通への路線の変更要望は当然であり、山組としても此の華麗なパレード等を広く観光客に見て貰う為に本町通へ変更することも、祖先や神様への義務でもあり、世の人々への務めでもある。

いかに立派な資源があつても時代に合った受入体制がなかったならば広く総ての人々に楽しんでもらえず、いたづらに限られた人へのみ楽しむ祭となつて人気は上らず、尚従来通りにおこなつて行くならば、反対に近代的感觉とも言うべき方々からは、むしろきらわれて行くのではなからうか。

特に今年の出番山組としては、一應切替の時となり各組共費用及び人不足等で山組としての負担は実に重く現在の補助金では堪難き折柄でもあり、昨年はややもすれば休まざるを得ない状態にあり、御助成の如何によつて休むとなれば市御当局はもとより、山組としても面目が保てましようか。実に憂うるものであります。」

すなわち祭りを神事であるとともに観光資源と位置づけたうえで、観光客に適した時間におこなうための順路変更が神事の面からも観光からも必要であり、それが時代に合った方法であるため、補助金を増額してほしいというのである。もつともこの増額申請は市より、神事ゆえに不可能であり、市財政の状況からも困難として拒否されてしまう¹⁶。かくして、山組が祭りを執行するための財源を得るために、観光面の貢献と

という観点以外に何がありうるのかを總當番は模索しなくてはならなかった。

④ 協賛会の設立と財団法人化の挫折：昭和四一年～昭和五三年 4-1 「長浜市民」の「郷土の誇り」

こうした状況でつぎに總當番や観光協会によって模索されたのは、長浜曳山祭協賛会・長浜曳山祭運営協議会の設立と山組の財団法人化であり、いずれも昭和四一年二月二三日の臨時山組集会で最初に提案がおこなわれている。

まず長浜曳山祭協賛会・長浜曳山祭運営協議会であるが、これは市観光協会としては物価高によって支出が増大していることに理解を示しつつも、大幅な補助金の増額はできないため市民による協賛会を作つてそこから支援するという動機づけから作られた。その際に用いられた論理は「長浜曳山祭は古い昔から（の）伝統（が）ある。曳山をどうして運営するかは市民全体の問題であり、「此の問題は財政上の問題の為、全市民がどの様に盛上げるか」、さらに「財政上の問題ばかりで無く、色々近代化され時代の移り変りに合う様、山組だけでは無く市民全般に検討する必要がある」というものである¹⁹。

すなわちここでは市・観光協会以外からの資金を獲得するために、祭りを単に山組だけの神事ではなく長浜市民全体のものであり、運営面・財政面の双方から市民全体で祭りを支える必要があるとしたのである。かくして工業・商店街連盟・連合自治会・学識経験者・總當番二名、山組より一二名のメンバーで祭典運営・財源・文化財・保存管理・所有権（管理者）について方向性を定める運営協議会、経済面で市民全

体から祭りを支える協賛会が三月一日の山組集会で発足した。

なお発足後に市民に対して配布された「長浜曳山祭協賛会 発足についてお願い」という文書では、「天正の昔から今日までの数百年間、十三基の曳山とこの伝統ある郷土芸能は、受け継がれ、引き継がれて、地域住民の心の中に深く生き續けてまいりました」としたうえで、「独り曳山を保有する山組のみではなく、私達の郷土の誇りとして、私達長浜市民はその連帯の使命を帯びて」おり、「私達の郷土の文化財を、山組だけでなく、各界各層に亘る広い組織と多くの市民で守り続けていく」という趣意が示されている。すなわちこれまでの観光に加えて、「私達」＝「長浜市民」の「郷土の誇り」という文脈を新たに創出し、市内の自治会や名士を通じて募金を集めることでその経済的基盤を広げていこうとしたわけだ。なお発起人には各山組からの一人ずつを含めて七人が名を連ねている。

こうした「市民」の祭りとしての位置づけによる募金の獲得は、一方ではそれ相応の「市民」への「貢献」が必要となる。たとえば昭和四二年からは協議会からの意見で、初年度に市民からの募金が芳しくなかった協賛会費増収のため²⁰、また協賛者へのお礼として本日の翌日に長浜市民会館で「子供歌舞伎観劇会」として狂言を演じてもらうことが出番山組に要請された。当初、各山組は補助金の増額を条件とし、あるいは拒否していたものの、最終的にはこれを受け入れて、以後毎年実施されるようになる²¹。

4-2 財団法人化案の中絶と保存会の（名目的）発足

さて昭和四一年二月の臨時山組集会で協賛会と同時に提起された財団法人化は、總當番は毎年交替するので実体がなく補助に適さないが、

山組を法人化して財団法人とするのであれば一考の余地があるという市長の市議会での発言をきっかけに、祇園祭などの先行事例をもとに検討が始められ、總當番・市観光係長・市議会議員により提案された。祇園祭では多額に及ぶ経費や山鉾の管理費、維持費の七〇〜八〇%が国から補助されており、棧敷席で見物人から徴収した収入を観光協会が得ていること、また市長からも財団法人化への賛同を得ていることが説明されたうえで、財団法人として市・教育課・観光協会などから保存維持費などを捻出してもらい、また観光面をより強化する方針が示された。

ただしこれについては、山組によっては曳山に共有権があり所有権の移行が困難であること、また財団法人化したからといって補助金が出るには限らないうえ、それがいつのことになるのかわからないとして反対意見が出された。この会議では財団法人化は可能な山組から徐々におこなうとされ、のちに運営協議会で協議すべきとの議論や²⁰、狸々丸をモデルに財団法人化を具体化するとした決議もおこなわれたものの²¹、協議会自体が機能しなかったこともあって、結局立ち消えとなってしまう。

これと入替わる形で浮上したのが、祭りの文化財への指定と保存会の設立であった。主張したのは高砂山のN氏であり、財団法人化しなくても昭和三二年一二月に滋賀県文化財保護条例で曳山祭が無形民俗資料に選択されており県から補助金が出るはずと主張して、「行事の方は観光協会から出して貰ひ、文化財保存と言ふ名目で教育(委員)会から貰ふことは出来ないか」という提案をおこなっている²²。

この方向性は翌昭和四二年三月、總當番が補助金の増額を要請するた

め開いた市議会議員との懇談会で突然具体化した。観光面での助成がこれ以上無理となり、議員たちが市長・教育長と協議した結果、県の文化財に指定されている曳山祭の保護・維持のため、市の文化財保護条例に基づいて、教育委員会の予算で「無形文化財の公開委託料」として二〇万円を助成することが受け入れられたというのである。ただしその際には毎年交替する總當番ではなく明確な受取り先が必要であること、ただし財団法人化は時間がかかり難しいことから、急いで長浜曳山祭保存会を作ることが議員たちから提案された。

そしてこの懇談の三日後に急遽開かれた山組責任者集会で、總當番委員長を会長とし、副会長・会計は總當番、理事はすべて山組負担人という山組の内輪だけで構成された保存会が発足し、保存会の目的を「長浜曳山祭の伝統を保存すること」とし、その具体的な事業は「長浜曳山祭の公開に関すること」「曳山及びその付属物の維持保存に関すること」と定めた会則が定められ、翌日に届出がなされる。

ただし、保存会が受取った委託料が協賛会の会計と同一になり、協賛会によって配分されたことが象徴するように、文化財という社会的な価値付けに重点を置いて何らかの保存や維持をおこなおうとは意識されていなかったように思われる²³。こうした経緯で生まれた保存会は、市からの委託料を受け取る窓口以上の機能を持つことはなかった。祭りの経費の増大の中、山組の側からは常に助成額についての不満が出ており、財源が確保できるのであれば、文化財という名目はとくに重要ではなかったのである。昭和四五年には曳山狂言が国選無形民俗文化財となつているが、これも同じようにとくに意味を持たなかった。

その後昭和五四年の祭りに至るまで、山組の市・観光協会への助成増

額に向けての取り組みは、「文化財」としての価値よりは、観光面での貢献や市全体の行事としての意義に重点を置いておこなわれた。そうしたこの時期の観光面での取り組みの代表例が昭和五三年におこなわれた、八幡宮境内での夕渡りである。このときは最初に囃子保存会による演奏がおこなわれたあと、四番山から御幣使を先頭に役者一行がステージに入場した。その後出発の合図の花火とともに始まったシャギリの演奏のなか、四番山から順次各山組の御幣使と役者の紹介があり、紹介を受けた役者からステージとスロープを渡って、待機中の各山組夕渡り行列に合流し出発した。「役者紹介の間ステージ、スロープの両側には若衆が馬乗提灯を掲げて待機する中を、照明に照らされてスロープを渡り行く役者衆の姿は誠に壮観で八幡宮での観客二千人余の拍手は実に盛大なものであった」という²⁴。

⑤ 文化財指定、そして複数の社会的文脈の併存：昭和五四年以後
ところがこうした観光客のためのこうした演出は、翌年急に後景に退くことになる。そのきっかけは昭和五三年秋からの祭りの国指定重要無形民俗文化財に向けた準備、そして翌年の文化財指定であった。

文化財指定に際しては總當番の名義は使えないため、一二年前に発足したまま有名無実となっていた長浜曳山祭保存会の名称が省みられ、新たな保存会が設立された。昭和五四年一月一日の市と總當番との調整のなかでは、總當番は保存会の傘下にあるが祭り執行のための機関として従来の祭典申合規約に基づき運営されることとともに、保存会と協賛会とは別個に運営されることが明確に定められた。また保存会役員の構成メンバーは各山組より一名ずつ、總當番は委員長とほか

二名、学識経験者として文化財審議委員、そして市議会議長、総務産民委員長、並びに各種団体長一名とされ、会長は市長となった。単なる補助金の受入れ団体でなく、山組外部に向けた「文化財」としての公共的な価値と結びついた保存会が目指されたのである。

重要無形民俗文化財指定に即した祭りの執行の方向性を定めたのは、先のN氏（市文化財審議委員会委員）である。指定の意味についてN氏は、指定決定を承けて開かれた五三年一二月の臨時山組集会で「現在のままの状態を維持して行く事の法的な支えであり、祭の行事の国におけるランク付がされた事となる。国の予算の範囲内で多少の補助はある事だろう」と説明し、また時代によつて行事が変わると指定取消があり得ることを述べている²⁵。

そして昭和五四年の出番山組集会においてはステージ使用について、「吾々は祭を昔の通りに執行すればよい。それを観光にしかる可く利用すべきであつて、山組の総意で使用しないと返事すれば済む」と一蹴する。さらに全体に対して「古来からの伝統によつて確実に実行して頂きたい」として、狂言・登り山・囃子・芸題・裸参り・夕渡り・出笛など一五項目にわたつて、彼が考えるところの真正な曳山行事のあり方について説明をおこない、「規約四十六条に本規約に記載なき事項にして古来より良好なる慣例は之を尊重することあります。これをどうか考えて頂きたい。長浜の山ではやらない事は何時迄もこれを守つて頂く。之がつまり指定になつた根本であります」とその変更を禁止している。

このような文化財という価値づけは、これまでの観光という文脈からの観光協会からの助成とは異なり、保存会に対する文化庁からの三

年間の補助、また市からの助成としては社会教育課からの補助をもたらず枠組みになっているが、だからといって従来からの観光という文脈が否定されたわけではもちろんない。このとき記念事業として浮上したのは第一に「記念館（収蔵展示館）」の設立、第二に文化財指定を記念しての一三基出場であったが、いずれもこれらは観光客誘致という動機とも結びついていた。前者の構想は二〇年後によくやく長浜市曳山博物館として結実するが、後者については暇番山組の経費も含めた市の助成、さらに県の助成を得て、暇番山組が協賛する形式で昭和五四年の祭りはおこなわれた。

さらに翌年以降昭和五八年まで、總當番とその年々の出番山組が主導して、九つの協賛山組も含めて全基が御旅所に巡行する形式が続いた。継続されるうえでの論理としては、ここまで論じてきた幾つかの社会的文脈が併存する形で見出される。それらはいずれも山組自身が補助金を引出すうえで祭りを位置づけてきた文脈であるがゆえに一定の説得力があり、また協賛山組に対して總當番からの山曳きアルバイトへの手配や、市からの若干の補助金が支出されたのも後押しとなった。

第一に、昭和五〇年にNHK連続テレビ小説「鮎のうた」で長浜が舞台となるなどの背景も含めて、観光面でのPRが必要という文脈であり、これ以降は観光という観点からしばしば本日の日曜ないし五月の連休での開催が検討事項に上がるようになる。

第二に「市・協賛会・市民の浄財を得、吾々は直にお祭を執行する立場で全市民が一つになってお祭をし、又豪華絢爛な祭典は市の観光の最高のもので、山組の出る、出ぬの問題について軽々に定めて行くと言ふ事は市民の誇りを傷つけ意気を阻害する」²⁶といった「市民全体の

祭」という文脈も總當番や出番山組から繰り返し言及されている。昭和五八年については市制四〇周年だったということも影響して、市の側からもそうした要望が出されて山組もそれを受入れた。

第三が文化財という文脈である。全基出場については「無形民俗資料（無形文化財の意味）の国の指定を受け、長浜祭の価値は非常に上がったが財政的には余り恩恵が無い。今後は有形の指定を受け保存の問題に取り組みねばならぬ。その為十三の山が出場して、お祭りをより豪華に盛り上げ有形の指定を受けねばならぬ」²⁷といった有形民俗文化財指定とそれによる曳山の修理への助成の獲得運動としての意味づけもされた²⁸。

そしてここに見られる三つの文脈がこれ以降、祭りへの助成増額を当化するものとして活用され、また山組自体もそうした文脈に祭りを位置づける。ただし、こうした文脈すべてのなかでの優先順位が付けられる場合も存在する²⁹。たとえば先のN氏が「文化財」という文脈から、観光客に向けた夕渡りについての派手な演出を否定したような場合もそうした一例である。

また観光という文脈からの曳山の毎年出場と文化財としての保全という文脈も相容れにくい。実際、引き続き全基出場で曳山の修理が必要な状況が起こるなか、市の意向を受けて暇番山に協賛を求める總當番に対し、「山組には山の維持・保存を保護する責任が有り、夫の上毎年曳山祭に出ると言う責任をもたされる。夫に対し裏付が少しもない。市が観光事業として曳山祭を表看板にやられるのなら、山組がもう少し余融のある祭りをさせてもらいたい。毎年市の要求にそこまで応じ、夫に伴ふ山の維持・保存・保護の役目が皆山組にかかって来る。その

様な山組の有り方が何時まで続けてやって行けるのか。大層不安に思ふ」³⁰といった声が山組より出るようになった。こうした結果、市からの観光や「市民全体の祭」という文脈からの要請を退けて、昭和五九年以降は特別な場合を除いて四基出場に戻された。

その後、文化財としての側面を代表する長浜曳山祭保存会は平成一年に財団法人長浜曳山文化協会となり、また収蔵庫構想は長浜曳山博物館として結実した。市からの補助金は現在では「曳山行事公開補助金」として、観光振興課の予算として協会に交付され、そして總當番をとおして山組の予算に充てられている。長浜曳山祭協賛会の仕組みも継続しており、曳山の修理については国庫補助事業として補助金が随時充てられている。このように上に示した三つの文脈が現在まで継続しているのである。

⑥ おわりに

昭和六一年四月一日の山組総集會に市長代理として出席した助役は、祭りが「伝統ある行事、神事、観光、民族行事、コミュニティの場といった多面的な要素を持っている」と挨拶している。こうした多面性は戦後、財政的な面で祭りを山組が単独で支えていくことが困難になるなか、總當番を中心として山組が祭りを、観光や市民全体の祭り、さらに文化財といった複数の社会的文脈に改めて位置づけ直し、それに応じて祭りを再編成していく中で地層のように積み重ねられていった結果であった。

かつて祭りや民俗芸能をめぐってはそれが観光資源化されてしまい、文化財としての保存に反しているとして批判されることは多かったが、

むしろ祭りを執行する当事者の側から見れば、こうした様々な意味づけは単に一方的に外部から押しつけられたものというよりは、地域社会の変容や産業構造の変化といった前提条件のなかで、その執行や曳山自体の修理を可能にするための財政的な裏付けを可能にするために、自ら選択的におこなったものでもある。むしろこのように積極的に新たな社会的文脈を資源として受入れ、それに応じた性質を付加し、変化していくことをつうじてこそ、祭りは継続することができているのだといえるだろう。外から見れば「観光」と「文化財」、「市民全体の祭」と「文化財」、あるいは本稿では触れなかったが神事と観光といった文脈が対立するように見えたとしても、それらは山組の側からは、そのときそのときで祭りを継続させていくために選び取られ、重層しつつ用いられていく。

本稿は主に財政的な面からの祭りへの社会的文脈の導入とそれによる祭りの再編成という文脈を捉えてきた。ただし冒頭でも述べたように祭りの継続をめぐる問題は単に財政面だけでなく、人的資源の確保や技芸の継承など多岐に渡り、戦後の長浜曳山祭はそうした点についてもそれぞれの時期の社会情勢に合わせてその仕組みや論理を適応させていく。そうした点も含めた祭りの変容については別稿を期したい。

【参考文献】

- 才津祐美子 一九九七「そして民俗芸能は文化財になった」『たいころじい』一五二六―三二一
- 橋本裕之 一九九六「保存と観光のはざままで——民俗芸能の現在」山下晋司編『観光人類学』新曜社
- 橋本裕之 二〇〇〇「民俗芸能の再創造と再想像——民俗芸能に係る行政の多様化

を通して——」香月洋一郎・赤田光男編『民俗研究の課題』（講座日本の民俗学一〇）雄山閣 六九・八〇

橋本裕之二〇〇六『民俗芸能研究という神話』森話社

俵木悟 一九九七 民俗芸能の実践と文化財保護政策 備中神楽の事例から——『民俗芸能研究』二五 四二―六三

1 こうした視点は民俗芸能の当事者たちが観光や文化財保護政策といった社会的文脈に適応し、あるいはまたそれを流用し芸能を再構成してきたのかという橋本裕之らによる研究と重なるものでもある（橋本一九九六・二〇〇〇・二〇〇六、俵木一九九七、才津一九九六・一九九七）。

2 大正一二年に「祭典申合規約」が制定されたとき、總當番は「総取締」という名称に改められたが、昭和二九年には無形文化財の選定の動きが出てきたことから、總當番の旧称に改められた（長浜市史編さん委員会二〇〇二・四七）。本稿では引用を除き「総取締」の語は使わず、すべて「總當番」で統一する。

3 なお大正六年以降、總當番は一二の山組から二組交替の輪番制で務める当番山組から六人ずつ、氏子総代・長刀組・七郷より各一人の一五人であったが、昭和三五年の規約改正により、当番山組から三人ずつ、出番山組四つから一人ずつ、氏子総代・長刀組・七郷から各一人の合計一三人となり、さらに長浜市役所・長浜観光協会・長浜商工会議所からも一名が選出されるようになった（滋賀県長浜市教育委員会・長浜曳山祭総合調査団編一九九六・四三―四九、長浜市史編さん委員会二〇〇二・四六・五〇）。

4 なお總當番記録ではそれぞれの会議の呼称が年によって異なる場合があるが、引用の場合を除き、以下ではここで挙げた名称で統一する。

5 大正八年四月一八日、大正一二年四月一四日大阪朝日新聞京都附録などにそのことが記載されている。

6 ただし山組集会での全山組の投票の結果、実施五票・中止七票の僅差で、祭

りは中止されている。

7 昭和二年に呉服商組合が總當番に対して祭りの実施を求めた文書では、春季執行によって大幅に商品の動きや金額が落ちたため、秋季に執行してほしいとされている。なおこの要望は、明治二十七年（一八九四）以降、一番山から長刀組に挨拶がなかったという問題から太刀渡りと曳山巡行が分離しておこなわれていた問題が大正一三年によく解決し、双方とも一〇月におこなうことになったにもかかわらず、再び四月に移動すると長刀組との間に問題が起きるという理由もあり、見送られている。

8 昭和一一年一〇月八日に大阪朝日新聞滋賀版で掲載された「長濱祭を語る座談会②」での長浜町長の発言。なおこの座談会は町長・警察署長・実業協会長・八幡宮宮司・郷土史家（宮町組・N氏）、そして長刀組を含めた六つの山組のメンバーによるもので、一〇月七日―一〇日まで四日間にあたって掲載された。なお總當番記録では一四日―一六日で合わせて六万人の観光客が訪れたとされている。

9 昭和一一年一〇月七日に大阪朝日新聞滋賀版掲載の「長濱祭を語る座談会①」による、船町組・M氏の発言。

10 大阪朝日新聞滋賀版「長濱祭を語る座談会①」でのN氏の発言。

11 ただしそれ以前に昭和二三年に長浜市制五周年事業として、さらにその翌年一〇月の豊公三五〇年祭でも曳山四基が出され、狂言が演じられている。

12 この年の總當番記録に記載されている数字による。

13 なお観光以外の財源の可能性として、昭和二九年に曳山狂言が県無形重要文化財に指定され、さらに昭和三三年には曳山が有形文化民俗資料と指定されて長浜文化保護協会が発足したことで、補助金として二二万円が下付されて青海山の実測がおこなわれた。こうした状況で国庫補助や国指定の可能性が總當番によって模索されているが、翌年以降はとくに具体的な活動は見られない。

14 昭和四〇年總當番記録での前總當番委員長の発言。

15 孔雀山の負担人の発言と、總當番文書内に引用されている孔雀山より昭和四〇年三月九日に總當番に出された請願文書による。こうした意見の背景には、山組内で会社に勤務しているため日曜以外での祭りへの参加が困難な者が次第に増加したこともある。この点については、その後の検討で、神事と狂言を別にするこゝでの経費の増加や、本日の日程が一定せずかえって観光客が少なくなるといふ意見のため取りやめられた。

16 なおこの順路変更案自体もまた、一部の山組から、変更による山曳きの時間的負担と道路工事の状況から反対があり、立ち消えとなった。

17 昭和四一年總當番記録での三月一日山組総集會での観光協會長の発言。

18 なお協賛者には景品が授与され、まとまった口数の場合は觀劇會の招待券や御旅所での棧敷席招待がおこなわれた。

19 開催場所は後に長浜文化芸術會館へと移動している。

20 昭和四三年二月一日の山組總集會。

21 同年六月四日の反省會。

22 昭和四一年二月一三日の臨時山組集會でのN氏の発言。

23 ただし当初の議員との懇談では、一〇万円の配分は出番山組四基に委託料五万円ずつであったものが、協賛會の會計と一本化されて長刀組へも配分された結果、出番山組の配分額が減少したことに六月一〇日の山組總集會・反省會で不満の聲が上がっている。そうしたことも重なり、保存會への委託料は「長濱祭りの伝統を永久に維持保存する」ためのものであり、保存會は絶対に必要とする主張も見られた。

24 昭和五三年總當番記録の四月一四日の項より引用した。

25 昭和五四年總當番記録中の、昭和五三年一月一八日開催の臨時山組集會による。

26 昭和五七年一月二八日の山組臨時集會での總當番委員長の発言。

27 昭和五七年一月二八日の山組臨時集會での猩々丸からの発言。

28 なお曳山は昭和六〇年に、県からは有形民俗文化財に指定された。

29 また本稿では財源と結びついた社会的文脈について論じてきたが、それ以外の文脈が優先することも当然あり得る。この時期以降平成二年まで、祭礼を日曜や祝日にすべきという意見は山組内からも、市や観光協會からも繰り返し出されているが、毎年日が変わるのでPRしにくいという觀光面の文脈自体からの問題のほか、学生アルバイトが頼めない、役者の子どもが四月から學校を休めないといった人的資源の確保の問題、また長刀組や七郷、また一部の山組からも神社の例祭日の変更ができないという文脈から否定されている。なおこれについては昭和六一年總當番記録に記載された「曳山祭開催日についての懇談會」（九月六日開催）議事録、また平成二年總當番記録での出番山組初集會（八月二七日開催）の議事録による。

30 昭和五七年二月八日の山組臨時集會での青海山からの発言。

【全体にかかわる参考文献】

滋賀県長浜市教育委員会・長浜曳山祭総合調査団 一九九六『長浜曳山祭総合調査報告書』滋賀県長浜市教育委員会

長浜市史編さん委員会 一九九九『長浜市史第三巻 町人の時代』長浜市役所

長浜市史編さん委員会 二〇〇〇『長浜市史第四巻 市民の台頭』長浜市役所

長浜市史編さん委員会 二〇〇二『長浜市史第六巻 祭りと行事』長浜市役所

「長浜曳山祭囃子保存会調査資料」長浜曳山祭囃子保存会

『長浜祭曳山しやぎり』二〇〇四 長浜曳山祭囃子保存会



出番山組会所・山蔵・本日上演場所

長浜曳山子ども歌舞伎および長浜曳山囃子民俗調査報告書

長浜曳山祭の芸能

監修 長浜曳山祭伝統芸能文化調査記録作成委員会

編集・発行 財団法人長浜曳山文化協会

〒五二六―〇〇五九

滋賀県長浜市元浜町一四―八

電話 〇七四九―六五―三三〇〇

滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科

〒五二二―八五三三

滋賀県彦根市八坂町二五〇〇

電話 〇七四九―二八―三三〇〇

発行日 平成二四年三月二〇日

印刷 サンライズ印刷株式会社

〒五二二―〇〇〇四

滋賀県彦根市鳥居本町六五五―一

電話 〇七四九―二二―〇六二七